

Title	松村高夫・矢野久編著『裁判と歴史学：七三一細菌戦部隊を法廷からみる』
Sub Title	
Author	田口, 富久治(Taguchi, Fukuji)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2007
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.100, No.2 (2007. 7) ,p.567(131)- 571(135)
JaLC DOI	10.14991/001.20070701-0131
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20070701-0131">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20070701-0131</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



松村高夫・矢野久編著

『裁判と歴史学  
——七三一細菌戦部隊を法廷からみる——』

現代書館，2007 年，393 頁

松村氏とのおつきあいは、35 年を越える。最初にお目にかかったのは、多分 1972 年のはじめか？ 場所は御茶の水駅前の喫茶店の二階、用件は私が短い滞英中シェフィールドで知り合ったロイドン・ハリスン教授（彼はオクスフォードで G.D.H コールの弟子であり、その後ウォーリック大学社会史研究所教授として赴任）のいる同研究所への留学の件ではなかったか。松村氏は、1972 年 10 月～1976 年 9 月、同研究所に最初の留学、1976 年 12 月にはウォーリック大学より Ph.D. (in Social History) を取得されている（松村高夫教授 略歴・著作目録、『三田学会雑誌』99 巻 4 号）。

その後もハリスン夫妻（ポーリン夫人はオクスフォードでかのサッチャーと同級生であった生化学者、シェフィールド大学教授であった）の来日、招待のたびごとに、その中心的役割を荷われたのは松村氏であった。とくに 1992 年 7 月 7 日～19 日のロイドンの東京、名古屋等での講演と旅行の日程作成に努力された。さらに 2002 年 6 月に亡くなられたハリスン教授をしのぶ会を、夫人を招き、慶應大学において 2003 年 4 月 3 日開催されたのも同氏の尽力によるものであった。

さて、さきの著者の著作目録等を見ると、著者は最初朝鮮史・「満州史」、そして留学後イギリスの労働史、社会史、そして再度「満州史」にとりくんだ。私は 5 月 29 日、たまたま自分の書庫に入って、1990 年代の前半、松村氏から恵送された論文の抜刷等十五点のファイルと、編著『論争

731 部隊』（暁聲社、1994、4）および関成和著の共同編訳『七三一部隊がやってきた村——平房の社会史』（こうち書房、2000、7）をとり出してきた。実は本稿が書評の対象とする『裁判と歴史学』は、『平房の社会史』などに描かれた日帝植民地下の満州における日本軍部の凶暴極まりない戦争犯罪、その最悪の事例としての七三一細菌戦部隊に関する家永三郎「教科書裁判」の 1997 年夏の最高裁勝訴におそらくは最大の寄与をなした歴史学的研究であり、その証言なのである。ここで私は著者から『平房の社会史』の恵投を受けたさいの礼状（2000、8、7）のコピーを転写しておく（これも書評の一部となろう）。（若干の省略がある）

「暑中お見舞申し上げます。

一月ほど前、御共編訳著……御恵送いただき、ありがとうございました。（中略）このたびようやく読了いたしました。

『編訳者あとがき』にあるような御苦勞を重ねて、著者の関成和氏を尋ねあて、原稿を執筆していただき、それを翻訳して、出版にまでこぎつけられた御苦勞の大きさに敬意を表します。読後感を箇条書きで、若干申し上げます。

① 翻訳の御苦勞が察しられました。とくに、第二章の 2、第四章などは、御苦勞が多かったと存じます。しかし、訳者（たち）の語学力の確かさには舌をまきました。

② 七三一部隊がやってきた後での平房の人々の生活の変化がつぶさに書かれているだけではなく、「解放」後（それも 1949 年後からの数年と、反右派闘争、大躍進・人民公社で『共産風』が吹きあれる時期に、当然のことながら、書き分けられています）の変化にも触れられていて、叙述が立体的です。『社会史』的アプローチの成果と存じます。

③ 旧東北地方の民族的複雑性、七三一部隊がやってきてからの日本の軍警、その家族、当時日本国籍にあった朝鮮人、そして満州族、漢民族（それらの間と、それらの内部の階級分化を含む）、白系ロシア人の諸関係について、いろいろ知ることができ、有益でした。

④ 七三一部隊に対する人々の、まったくひそやかな抵抗（たとえば、213-4 頁の、平房の子守歌）も、興味深いものでした。

一言でいえば、この本は、平房の人々に焦点をずえた、20世紀の60年くらいまでの歴史分析の傑作であり、中国訳(?)も公刊されるべきでしょう。」

最近の二、三年も、松村氏からは、若干の論文の抜刷と、書評対象本以外にも二冊の編・著書をいただいている。著書の一つは、ティラッソー・松村高夫・メイソン・長谷川淳一『戦災復興の日英比較』（知泉書館、2006、11。英語版は02年刊行）。他は、松村高夫・高草木光一編『連続講義 東アジア 日本が問われていること』（岩波書店、2007、2。この講義の中核となったのが、1924年生れの池明観先生であった、とあとがきで記されている）である。なお、『三田学会雑誌』99巻4号には小特集：経済学会ミニコンファレンス「東アジア共同体とヨーロッパ共同体の比較研究」が生まれ、その中で、松村氏は、「咸錫憲（ハムソクホン）と池明観（チミョクワン）の宗教哲学にみる社会史的認識論」（pp.179-202）を寄稿されている。私はこの論文によって、韓国のこの二人の卓抜した宗教家・思想家の社会史的認識論の根底にあるもの、その思想形成の源動力と現実の抵抗運動への影響の相互関連を知ることができて、深い感銘を受けた（p.179の要旨、参照）。その結論も論旨と同趣であるが、直接に引用しておきたい。「社会史的認識論は、決して『アームチェア・ヒストリアン』が思索の結果として観念的に創出したものではない。それは『下からの歴史』と『総合の学』の視角から、民衆（まさにシアル）の生命、人権、生活の擁護のために、そしてそれは必然的にあらゆる権力に抵抗することになる認識論なのであり、また、そうでなければならない」（p.202）。

最近恵投されている論文四点も歴史認識の問題にかかわるものである。『三田学会雑誌』98巻1号の「ハーマンとヘルダーの歴史認識」については、松村氏の「社会史の認識論的一系譜」（96巻3号）、それを批判した矢野久氏の論文（97巻1

号）を入手していないので、論評は省略する。『三田学会雑誌』98巻4号の「歴史認識論と『歴史認識問題』」は「会長講演」と銘打たれた講演の記録であり、それは、『裁判と歴史学』の第一章に同題で収録されている（pp.33-69）。ここから本題に入ることになる。

この論文は、歴史の法則的把握か個人の役割の認知かをめぐる E.H. カー対 I. バーリン論争の再検討から始められ、結局カーの歴史学は勝者の歴史であり責任の問題が回避されることが批判されている点に留意すべきだ。ついでヴィーコを水源とする4つの潮流、(1) コリングウッド、クローチェ、カーへ、(2) ミシュレを経てフェーブル（フランス社会史）へ、(3) ヘルダー、ブレイク、モリス、E.P. トムソン（イギリス社会史）へ(4) ホワイト（ポスト・モダニズム）へいく流れが詳細に辿られるが、民衆としての個人は(3)の流れが解明できることを指摘する。著者は1. 「歴史認識論」（pp.2-22、本では pp.34-54）で、上で言及された学派・歴史家の著述、参考文献を全て原文で読んでおり（翻訳のある書物でも他者の訳にはよらない）、その読書範囲の広大さと諸潮流、諸学説の徹底的な方法論的吟味・批判は、日本近代史学史上の歴史認識論の今日における到達点を示しているように、私には思われた。評者がとくに注目し、全面的に賛意を表するのは、ポスト・モダンの歴史学に対する厳しい批判である。ポスト・モダニズムの歴史学への適用は「言説の歴史学」、さらには表象の歴史学、記憶の歴史学として大きな影響を与えつつある。

それは言説（ディスクール）と歴史的事実との関係を切断し、歴史的事実は所詮捉えられないものとする不可知論を主張するものとして（p.1）、歴史学の自殺行為であり、歴史的事実の究明を実証的に行なうことの否定につながるものとして峻拒される（p.22）。アナール派については、その第一世代（フェーブル）は高く評価されるが、第二、第三世代についてみると、そこにおける人間の主体性、能動性の問題は未決問題に止まると評価す

る (p.16)。イギリス社会史の流れに関しては、とくにモリスを継承する E.P. トムソンの「文化的マルクス主義」について、彼は上部構造と下部構造という基本的枠組（その基礎には存在と意識とを分ける二元主義がある）を否定し、階級意識をもった労働者の出現をもって労働者階級の成立とする理論を提示した。彼は法則的理解ではなく、人間、個人の歴史に果たした役割を再評価し、しかも偉大な政治家のような個人ではなく民衆の歴史への参加を、固定的ではなく変化する社会の弁証法的関連で解明したと高く評価している (p.20)。

そしてこの会長講演の後半で、戦後日本歴史学の「歴史認識問題」をとりあげている。これが本書評の主対象である『裁判と歴史学』の問題意識の体系的論述と見なすことができる。著者によれば、戦後日本の歴史学は戦後日本の民主主義の進展と軌を一にして、学界にも社会にも一定の優れた貢献をしたが、しかしその方法論の欠陥もあって、戦前日本が植民地支配下のアジア諸国民衆に与えた被害（従軍慰安婦、強制連行、強制労働、南京事件、七三一部隊と細菌戦、毒ガス戦などの被害者の問題）が、その射程に入っておらず、敗者の問題は 90 年代にいたるまで扱えなかった（ただし、ある時点で歴史はいくつかの方向にいく可能性があり、その一つが選択されたのだ、という歴史観を明確にしている労作として、坂野潤治の『昭和史の決定的瞬間』（筑摩新書、2004）、家永三郎『戦争責任』（岩波書店、1985）があげられている）。

家永訴訟（第 1 次から第 3 次まで）については、pp.25-31 に簡潔な要約がある。この部分のおわりに、日本でも「言説の歴史学」が大流行の兆しを見せていることの一例として、『なぜ、いまアジア・太平洋戦争か』（岩波書店、2005）の成田龍一の巻頭論文についての痛烈な批判があり (pp.31-32)、私は全く同感である。

なお松村氏の著作で、表題に裁判という文字の入っているものは『裁判と歴史学』の前に『イギリスの鉄道争議と裁判——タフ・ヴェイル判決の

労働史』（ミネルヴァ書房、2005、3）があるが、この両者の関連をどう考えるかについては、私の追跡はおよんでいない。

さて『裁判と歴史学』の巻頭の数葉は七三一部隊にかかわる貴重な写真・地図等の資料であるが、松村編著『〈論争〉731 部隊』付録の「七三一部隊——用語の手引き」8 頁は便利だ。本書の冒頭の「まえがき」は、「ギンズブルグ・エヴァンス・家永三郎をとおして『裁判と歴史学』を考える」という副題をもって、一読に値する (pp.13-32)。イタリアの社会史家ギンズブルグが『裁判官と歴史家』（原著 1991、訳 92 年、平凡社）(pp.13-21)。イギリスでは、リチャード・エヴァンスが『ヒトラーについての嘘』で、2000 年のアーヴィング裁判において実証主義の方法で史料を示しながら、ホロコースト否定論を沈没させた (pp.21-23)。家永教科書裁判については、著者は家永側から依頼されて 1990-91 年七三一部隊にかんする証言台にたち、それに先立って「意見書」も提言していた（これらは本書第二章・第一節、第二節として収録されている）。第三節、第四節は、『歴史学研究』562 号、1986 年 12 月号、および 528 号、1994 年 4 月号より転載。なお、家永教授の裁判批判、教科書検定論は、岩波書店刊『家永三郎集』第 8 巻 (1998、7) にそのほとんどが収録されている。ついでながら田口は 1952 年の後期、病氣中の丸山眞男教授の代講者として東大法学部に出講されて、東洋政治思想史を講義された家永教授の講義ノート（序、石器時代の政治思想にはじまり、近代国家思想の成立に及ぶ）を保有している。なお、この両先生の思想史研究の比較として、『家永三郎の「否定の論理」と丸山眞男の「原型論』』という論文を執筆している（立命館大学『政策科学』、11 巻 3 号、2004、3）。

本書「第三章 戦後補償裁判と七三一部隊」は、第一節、意見書『「七三一部隊」への強権的連行と人体実験の隠蔽』（2002 年 9 月東京高裁に提出された意見書）、第二節「七三一部隊は過去のできごとか」（これは『三色旗』1996 年 4 月より抜粋し

て転載したもの)によって構成されている。七三一部隊関係者により創設された(1951年)「日本ブラッド・バンク」が、部隊が開発した凍結乾燥血液を米軍に売り、莫大な利益を得た。1964年にミドリ十字と名前を変更、翌年以降アメリカから大量の血漿輸入をしたが、それがエイズ感染している事実を知らず、輸入をつづけ、加熱処理を加えず、凝固因子製剤の製造を1985年まで続け、血友病患者のなかから千八百人のエイズ患者を生み出してしまった。しかも厚生省のエイズ研究班と予研もエイズ感染の危険性の情報を入手していたにもかかわらず認可し、「製薬会社、国、研究機関が三位一体となることによって、『丸太三千人は、戦後二千人のエイズ患者としてよみがえった』(山口研一郎の評)」。さらに違法に血清、血漿等の成分を抽出・売却していた処理業者「日本バイテック」の親会社の「日本特殊工業」こそ、七三一部隊に独占的に研究機材を販売し莫大な利益をあげていた会社であった。石井四郎はその会社の社長を信頼し、敗戦後持ちかえった部隊の大量資料を一時その社長宅に隠したほどだった。この連関について、松村氏の下した結論はこうである。「戦後、七三一部隊関係者を戦争犯罪としてキチンと裁かずスタートしたところに、今日までさまざまな犠牲者を生み出した根源がある〔因果はめぐる糸車!〕」(pp.198-9.〔追記〕も参照)。

本書の「第四章 細菌戦裁判と七三一部隊・細菌戦」は四つの節から構成されている。第一節、鑑定書「日・米・中・ソの資料による『七三一部隊』と細菌戦の解明」——これは2001年2月の松村氏の法廷証言に先立ち東京地裁に提示されたものとのことわり書きがある。

第二節は東京地裁における法廷証言(2001年2月9日の口頭弁論の速記録)。これは口頭弁論ということで、全体として理解しやすく、松村氏が七三一部隊の研究をはじめたきっかけ、現地調査の年と回数、「マルタ」の集め方、『高橋正彦ベスト菌論文集』、関係国での資料の蒐集の実状等々が明らかにされている。第三節、「細菌戦調査の

帰路に」は、新井、本多、渡邊、松村『「事実」をつかむ——歴史・報道・裁判の場から考える』(こうち書房、1997)の「あとがき」の転載。第四節は「七三一部隊・細菌戦の事実に関する申入れ及び意見交換会」の記録(一部)2002年8月28日(pp.295-299)であるが、防衛庁、厚生省、外務省など政府諸機関の資料公開に対する否定的姿勢が伝わってくる文書である。

第五章は訴訟担当弁護士の見解であり、第一節、家永訴訟・七三一部隊訴訟の展開と松村意見書——渡邊春己、第二節、細菌戦裁判と松村証言——一瀬敬一郎によって構成される。渡邊の見解は、三年の長きにわたり関わってきた家永教科書訴訟が第一次(1965年6月提訴)、第二次(1967年6月提訴)、第三次(1984年1月提訴)と続けられてきたが、それぞれの教科書攻撃の内容、相互関連を説明した上で、第三次家永訴訟での七三一部隊に関する記述の争点と一審の経過を説明する(一審判決は、国側証人に立った泰郁彦の、検定当時には存在しなかった、証言内容も信用するに値しない、「七三一部隊に関する学術的研究はいまだ不十分であり……慎重であるべきものとする見解」を援用して検定を合法とした!)。これに対して控訴審において弁護団が証人を依頼したのが松村氏であり、意見書の主な目的は、1. 検定当時の学説状況を示し、2. 検定当時以降の七三一部隊に関する学問的状況を示し、3. 泰証言を批判することであり、そのような目的で著わされた松村意見書の内容と特徴は、pp.305-308に記されている(この意見書に沿ってその内容をさらにわかりやすく説明した)。控訴審では家永側の立証が圧倒的であり、国側の反論は極めて不十分でしかなかった。にもかかわらず、控訴審判決は、十分な理由もなく検定を合法とした。この二審判決はとうてい「公正な判決」の名に値しないものであった。家永側は上告し、最高裁は、1997年8月29日判決をおこない、七三一部隊に関する二審の判断を覆し、検定を違法とした!その内容等については、pp.314-316を見られたい。渡邊弁

護士は、「最高裁判所で七三一部隊に関する記述で逆転勝訴の大きな要因となったのは松村意見書・証言であった」と断言している。そして松村氏が意見書作成の過程でも、そしてその後もさらに研究を深め、新しい著書（『戦争と疾病』本の友社、1997年）を著し、また細菌戦に関する研究を進めていく。「本意見書は七三一部隊ひいては氏の中国史研究の重要な基点を示すものである。同時に松村意見書と彼の証言は学問研究と実践とを一致させ目覚ましい成果をあげた希有な例といえよう」（p.316）。私も、この多年の友人がこのような評価を、もっとも信頼できる協力者である有能な法律家から得たことを、納得もし、心から嬉しく思う。

一瀬氏による第二節、細菌戦裁判と松村証言にも紙幅の許すかぎり言及しよう。この裁判は、中国の細菌戦被害者が原告となって起こした裁判で、被告は日本国である。第一、細菌戦裁判の概要、第二、細菌戦裁判の背景、第三、立証活動と証拠構造、第四、細菌戦裁判と裁判所の実事認定（一審判決では細菌戦の事実が極めて詳細に認定された）。そして細菌戦被害の救済の必要性を指摘し、控訴審判決も基本的に一審判決を踏襲し、日本軍の細菌戦が国際法（1928年発効のジュネーブ・ガス議定書）に違反することを認め、さらに被害への国家責任を認定した。そして第五、松村鑑定・証言の意義を論じるが、その前提として、松村鑑定の手法に言及し（p.375の表7、松村鑑定における中米日露の細菌戦に関する一次史料を見られたい）「松村鑑定は、細菌戦に関する事実立証全体の扇の要に位置し、細菌戦裁判の実事認定に決定的に寄与したと言える」（p.338）との一瀬論文の結語に、私は心底から同意する。「いま日本政府は憲法改正で戦争放棄条項・憲法九条を破棄しよ

うとしている。このことに中国をはじめとするアジアの民衆の批判の声は大きい。……このような状況の中で、日本の民衆の側が中国の細菌戦被害者と一〇年間の共同闘争で育ててきた連帯と信頼の芽をさらに大きくしていくことは、われわれに課せられた重要な使命と受けとめている。これからも細菌戦問題の最終解決まで原告団とともに闘い続けていきたい」（一瀬論文の結語。p.339）。

「第六章 戦争犯罪追及・戦後補償と歴史学——戦後日独比較」および「あとがき」は、本書の共編者であり、松村氏の慶應義塾大学経済学部の同僚であった矢野久氏によって書かれている。矢野氏は、日本の状況を浮き彫りにするために、ドイツ連邦共和国の戦後責任の取り方、とりわけナチス・ドイツの行なった人体実験の犯罪追及とその被害者への補償を詳細に検討し、この問題をめぐる日独の取り組みの差異性と共通性を明らかにする。また歴史学の問題として、「ポストモダン」の議論について、高橋哲也氏の『戦後責任論』の議論をとりあげて、氏の議論が補償問題にとって有効な武器となりえない、と批判している。「あとがき」の文章も、裁判と歴史学、補償問題、法の壁、戦後補償立法（そのプラスとマイナス）、ドイツの教訓とドイツは模範になりうるか、「女性国際戦犯法廷」と責任者処罰、和解、歴史学のあり方、最後に日本の課題と本書全体の問題に触れている。熟読されるべき大文章である。

最後に、松村氏から『日本帝国主義下の植民地労働史』（不二出版、2007年）を恵投された。著者の研究の原点を示す大労作であり、7月5日に読了した。多謝！

田口 富久治  
（名古屋大学名誉教授）